

お 知 ら せ

大阪地方裁判所第14民事部不動産配当係

競売不動産を担保にした買受人のためのローン制度（民事執行法第82条2項）は、一般の不動産売買で通常同時に行われる所有権移転と担保権（抵当権・根抵当権）設定が競売不動産を買い受けるときにもできるようにする制度です。

この制度を利用することにより買受人が売却代金を金融機関から融資を受けて裁判所に支払い、その融資額を金融機関にローン返済することができるようになりますが、裁判所が金融機関を紹介するものではありません。

入札申込み後に最高価買受人となられ、売却許可決定が確定し代金納付期限通知書を受領後に、下記の要領により代金納付をしてください。

記

第1 申出する際に提出する書類

1 申出書及び指定書

買受人と担保権者とが連名で作成したもので登記嘱託書の交付を受けられる者は弁護士または司法書士です。買受人については入札印または実印（印鑑証明書添付）、担保権者については、実印（印鑑証明書添付）を使用するか、抵当権設定契約書作成印と同一のものを使用すること

2 （根）抵当権設定契約書写し

3 担保権者が法人の場合には資格証明書、印鑑登録証明書

4 買受人の住所証明書（法人の場合は資格証明書、個人の

場合は住民票（※マイナンバーの記載のないもの））

5 固定資産評価証明書（写しでも可）及び最新の不動産登記事項証明書

6 郵便切手（574円，1204円）及び登録免許税（代金納付日でも提出可）

第2 登記嘱託書を受領時に持参，提出する書類等

1 入札印または実印

2 売却残代金領収証書

3 受領書（嘱託書交付の際に身分確認をさせていただきます）

届出書は当該登記所に登記嘱託書を提出後，裁判所に提出してください。

※裁判所に入札印を持参できない場合または代金納付日に買受人が裁判所に来なくてもよい方法として預かり証による取扱いがありますのでご利用ください。

第3 登記嘱託書の交付時期について

上記第1の申出書等を，代金納付予定日を確定した上で，その4営業日前（裁判所の休日である土・日曜日，祝祭日は算入しません）までに裁判所に提出してください。代金納付時に登記嘱託書を指定を受けた弁護士又は司法書士に交付します。

以 上